

VIASOカード 年会費のご案内

本カードの年会費は、以下のとおりとします。

本人会員・家族会員	永年無料
-----------	------

2025年12月9日改定

VIASOカード会員特約

第1 条(本カードの名称と入会方法)

1. 本カードは、三菱 UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)または三菱UFJニコスが指定するカード発行会社(以下三菱 UFJ ニコスおよび三菱 UFJ ニコスが指定するカード発行会社のいずれかを称して「当社」と称します。)が発行するもので、カードの名称は「VIASOカード」(以下「本カード」と称します。)とします。
2. 入会申込者は、第2条1項に定める本特約、ポイント規定および会員規約を承認のうえ、当社に入会を申込むものとします。
3. 当社が本カードの本人会員または 家族会員として入会を承認した方を会員といい、会員は、当社の会員資格(以下「当社会員資格」といいます。)を有するものとします。

第2 条(本特約)

1. 本特約は、本カードの会員に対し、「VIASOポイントプログラム規定」(以下「ポイント規定」といいます。)および「個人会員規約」(以下「会員規約」といいます。)の特約として定めるものであり、本特約とポイント規定または会員規約とが抵触する場合、本特約が優先し適用されるものとします。
2. 本特約で使用する用語の定義は、本特約で特に定義する場合を除き、ポイント規定または会員規約の定義によるものとします。

第3 条(年会費)

本カードの年会費は、本人会員・家族会員ともに永年無料とします。

第4 条(当社会員資格取消等)

本人会員に対し、本カードの有効期限が到来する日の17 ヶ月前から1 ヶ月前までの期間に、当社より一度も本カードの利用代金の約定請求がなかった場合、当社は、本カードの有効期限の到来をもって、当該本人会員の当社会員資格を取消することができるものとします。これにより本人会員が当社会員資格を喪失した場合、その家族会員も、当然に当社会員資格を喪失するものとします。